

第7期敦賀市障がい福祉計画
第3期敦賀市障がい児福祉計画

令和6年3月
敦 賀 市

目 次

第 1 章 第 7 期敦賀市障がい福祉計画	1
1 成果目標.....	1
2 障がい福祉サービスの見込量.....	7
3 地域生活支援事業の見込量.....	13
第 2 章 第 3 期敦賀市障がい児福祉計画	17
1 成果目標.....	17
2 障がい児福祉サービスの見込量.....	19

第 7 期敦賀市障がい福祉計画

1 成果目標

障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和 8 年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5% 以上削減	新たな入所施設の建設計画を踏まえ、市独自で入所者数が増加することを見込む
地域生活移行者数	令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末の施設入所者数の 6% 以上が地域生活に移行	国の指針に準じる

目 標 値	令和 4 年度実績	
令和 8 年度末の施設入所者数	99 人	89 人
令和 8 年度末までの地域生活移行者数	5 人	1 人

目標実現に向けた取組

相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

さらに、地域移行・地域定着の制度の周知を図り、制度の利用を促進するとともに、障がいのある人を受け入れる体制構築の両面から障がいのある人の施設から地域生活への移行を推進します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	国の基本指針	設定の考え方
退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日を 325.3 日以上とすることを基本	県の設定する目標値に準じる
精神病床における 1 年以上長期入院患者数	精神病床における 1 年以上の長期入院患者数について、基本指針に掲げられた式により算定した数を基本	県の設定する目標値に準じる
精神病床における退院率の上昇	退院率を入院後 3 ヶ月時点 68.9%以上、6 ヶ月時点 84.5%以上、12 ヶ月時点 91%以上とすることを基本	県の設定する目標値に準じる

目標実現に向けた取組

上記目標に関する成果目標は、福井県が設定する目標値に準じることになりますが、精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築にあたっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として地域自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

退院後、退所後に精神障がいのある人が生活できるグループホーム等の居住場所の確保が課題となっており、住まいの確保について検討します。

(3) 地域生活支援の充実

	国の基本指針	設定の考え方
障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実	令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実を図り、年1回以上、運用状況を検証及び検討することを基本	国の方針に準じる
強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本	国の方針に準じる

目標値		令和4年度実績
地域生活支援拠点等の整備	1か所設置	1か所設置
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討	未実施
強度行動障害を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	実施	未実施

目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

また、強度行動障害を有する障がい者やその家族が地域で安心して暮らしていけるようにするため、地域の関係機関の連携強化に向けた検討を行います。

検討にあたっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上	国の方針に準じる
就労移行支援における一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.31倍以上	国の方針に準じる
就労移行支援事業利用終了者の一般就労移行率	令和8年度における就労移行支援終了者に占める一般就労移行率が5割以上の事業所の割合が5割以上	国の方針に準じる
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.29倍以上	国の方針に準じる
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上	国の方針に準じる
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.41倍以上	国の方針に準じる
就労定着支援事業の就労定着率	令和8年度における就労定着支援による就労定着率が7割以上の事業所の割合が全体の2割5分以上	国の方針に準じる

目 標 値		令和3年度実績
令和8年度までの一般就労移行者数	16 人	12 人
令和8年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	10 人	7 人
令和8年度における就労移行支援事業終了者の一般就労移行率	50 %	100 %
令和8年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	4 人	3 人
令和8年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	3 人	2 人
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	2 人	1 人
令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率	70 %	100 %

目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保	国の指針に準じる
地域づくりに向けた協議会の機能	令和8年度までに、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みの実施と、そのために必要な協議会体制の確保	国の指針に準じる

目 標 値		令和4年度実績
基幹相談支援センターの設置	設置	未設置
地域自立支援協議会相談支援部会での事例検討数	6回	5回

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化や関係機関との連携の緊密化を通じた地域づくりを進めます。

また、相談支援事業所が参画する相談支援部会等で事例検討を実施し、必要な地域サービス等についても協議会で検討を行います。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国の指針に準じる

目 標 値		令和4年度実績
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施	未実施

目標実現に向けた取組

障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

2 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	104	110	114	119	124	129
	時間	2,197	2,172	2,009	2,380	2,480	2,580
重度訪問介護	人	0	1	1	1	1	1
	時間	0	141	315	315	315	315
同行援護	人	19	17	18	18	18	18
	時間	391	438	473	504	504	504
行動援護	人	0	0	0	—	—	—
	時間	0	0	0	—	—	—
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	—	—	—
	時間	0	0	0	—	—	—

※令和5年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して助言及び指導等を行い、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。
- 「行動援護」、「重度障害者等包括支援」については、市内に事業所がないため実績はありませんが、利用者ニーズに応じ、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	156	166	168	175	182	189
	人日	2,911	3,061	3,134	3,325	3,458	3,591
自立訓練 (機能訓練)	人	0	1	2	2	2	2
	人日	0	1	8	14	14	14
自立訓練 (生活訓練)	人	2	2	2	2	2	2
	人日	12	10	48	48	48	48
就労移行支援	人	11	13	18	21	24	27
	人日	135	182	297	357	408	459
就労継続支援 (A型)	人	60	53	51	55	55	55
	人日	1,240	1,103	1,030	1,155	1,155	1,155
就労継続支援 (B型)	人	170	185	200	210	220	230
	人日	3,010	3,307	3,638	3,780	3,960	4,140
就労定着支援	人	1	0	0	1	1	1
療養介護	人	22	22	22	22	22	22
	人日	669	657	674	682	682	682
福祉型短期入所	人	13	14	18	21	24	27
	人日	78	83	80	105	120	135
医療型短期入所	人	6	6	6	6	6	6
	人日	58	53	54	54	54	54

※各年度3月分まで(令和5年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域に必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人分	59	61	59	61	63	65
施設入所支援	人分	83	87	89	89	89	99
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和5年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備に取り組みます。特に、グループホームについては、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広い事業者の参入を促進していきます。
- グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障がいのある人に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	543	559	589	599	609	619
地域移行支援	人分	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人分	2	2	2	3	3	3

※各年度3月分まで(令和5年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 相談支援事業

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	0	0	0	令和8年度末までに1か所設置		
自立支援協議会	実施有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を検討します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。

(3) 意思疎通支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	136	132	123	133	133	133

※令和5年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 聴覚障がい者等の福祉の増進と社会参加を促進するため、引き続き手話通訳者設置と手話通訳者・要約筆記者派遣を行います。

(4) 日常生活用具給付等事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	7	6	2	5	5	5
自立生活支援用具	件	11	14	6	12	12	12
在宅療養等支援用具	件	7	8	7	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	件	15	5	3	11	11	11
排せつ管理支援用具	件	1,894	1,663	1,175	1,727	1,727	1,727
住宅改修費助成	件	3	3	5	3	3	3

※令和5年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(5) 手話奉仕員養成研修事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成 研修事業 ※入門・基礎の2年 単位プログラム	年間 実人数	18	12	23	19	23	19

※令和5年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 手話奉仕員の養成のための研修を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

(6) 移動支援事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	人	573	541	501	557	557	557
	時間	2,305	2,186	2,200	2,427	2,427	2,427

※令和5年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。
- 移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

(7) 地域活動支援センター事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	人	458	468	324	493	493	493
	か所	1	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。

(8) その他の事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	889	834	730	916	916	916
	回	7,103	7,113	6,306	7,710	7,710	7,710
訪問入浴サービス事業	回	709	575	385	510	510	510
生活サポート事業	人	26	25	22	38	38	38
社会参加支援事業							
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回	0	0	0	3	3	3
自動車運転免許取得費助成事業	件	0	2	0	2	2	2
自動車改造費助成事業	件	1	1	0	1	1	1

※令和5年度のみ12月時点

② 見込量確保の方策

- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。

第 3 期敦賀市障がい児福祉計画

1 成果目標

児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和 8 年度を目標年度として設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上設置することを基本	国の方針に準じる
地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	令和 8 年度末までに、全ての市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を基本	国の方針に準じる
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも 1 か所以上確保することを基本	国の方針に準じる
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも 1 か所以上確保することを基本	国の方針に準じる
医療的ケア児支援のための協議の場	令和 8 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	国の方針に準じる
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和 8 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	国の方針に準じる

目 標 値		令和4年度 実績
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	1か所（継続）	1か所（継続）
地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制構築	実施	未実施
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所（継続）	1か所（継続）
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所（継続）	1か所（継続）
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置（継続）	設置（継続）
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	未配置

目標実現に向けた取組

児童発達支援センター等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制について自立支援協議会等の場を活用して検討を行います。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、市に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、協議の場にて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携強化を図ります。

2 障がい児福祉サービスの見込量

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	39	42	44	49	54	59
	人日	272	246	281	343	378	413
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	134	138	147	154	161	168
	人日	1,366	1,480	1,616	1,694	1,771	1,848
保育所等訪問支援	人	17	14	28	22	22	22
	人日	18	16	32	25	25	25
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	198	208	216	228	240	252
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	3			

※各年度3月分まで(令和5年度のみ12月分まで)の1月当たり平均

② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者の一層の参入を促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して助言及び指導等を行い、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。